

京情審答申第44号
平成14年12月25日

京都府知事
山田啓二様

京都府情報公開審査会
会長 錦織成史

公文書部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成11年3月12日付け1医第353号で諮問のあった事案について、
次のとおり答申します。

第 1 審査会の結論

本件異議申立ての対象となった部分公開決定において実施機関が非公開とした部分を公開すべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成 10 年 10 月 20 日、京都府情報公開条例（昭和 63 年京都府条例第 17 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、京都府知事（以下「実施機関」という。）に対して「京田辺市の医療法人芳松会田辺病院に関する医療監視、立入調査、事務連絡等の文書（H 元年度～10 年度）」を内容とする公文書の公開請求が行われた。
- 2 実施機関は、請求内容が広範囲にわたるため、異議申立人と調整の上、次の公文書が請求の対象であることを確認し、特定した。
 - (1) 「平成 9 年度医療監視結果の報告について」
「平成 9 年度医療監視結果の報告について」と題する文書のうち、第 1 表「医療監視実施状況病院種別（合計）」、第 5 表「大項目別監視施設数・適数・遵守率（指定都市・保健所別）病院種別（合計）」並びに第 1 表施設表及び第 2 表監視表のうち医療法人芳松会田辺病院に係る部分
 - (2) 「医療監視関係調査の提出について（回答）」
 - (3) 「平成 10 年度医療監視担当課長等会議（報告）」
 - (4) 「病院指導結果報告」（平成 10 年 7 月 15 日）
 - (5) 「病院指導結果報告」（平成 10 年 8 月 20 日）
- 3 これに対し、当該公文書に係る事務が請求時には、機関委任事務であったことから、本件の取扱いについて、実施機関は、主務大臣あて照会するため、条例第 8 条第 3 項の規定により決定期間の延長を行い、条例の趣旨、目的、国における取扱いを踏まえ、慎重に検討した結果、平成 10 年 12 月 18 日、別紙のとおり部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日、公文書部分公開決定通知書を異議申立人に送付した。
- 4 平成 11 年 2 月 16 日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対し異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。

第 3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

第4 異議申立人の主張要旨

異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

- 1 患者数、ベット数及び患者一人に対する医師数等が公開されなければ、適正な人員配置や医療活動が行われてきたかどうかを判断することができない。
- 2 医療監視や監査が、いかに行われてきたかを公開することは、その方法や内容が適切であったかどうかを市民の側から知る唯一の方法である。
- 3 田辺病院が長年にわたり男女混合病室の状態を続けてきたことから、行政庁が適切な医療監視を行ってきたのかと疑問を感じる。
- 4 したがって、医療監視が、いかに行われてきたかという部分を非公開にすることは、市民の疑念をますます増幅してしまう。

第5 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び実施機関の職員による口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

1 本件公文書について

(1) 「平成9年度医療監視結果の報告について」

「平成9年度医療監視結果の報告について」と題する文書のうち、第1表「医療監視実施状況病院種別(合計)」、第5表「大項目別監視施設数・適数・遵守率(指定都市・保健所別)病院種別(合計)」並びに第1表施設表及び第2表監視表のうち医療法人芳松会田辺病院に係る部分である。

(2) 「医療監視関係調査の提出について(回答)」

京都府における医療監視員の設置状況、平成9年度に実施した医療監視に係る保健所ごとの結果集計に関する厚生省(当時)からの照会に対する回答文書である。

(3) 「平成10年度医療監視担当課長等会議(報告)」

平成10年9月21日に医療・国保課が開催した医療監視事務担当者を対象とした会議に関して、田辺保健所が作成、取得した出席報告書及び会議配布資料である。

(4) 「病院指導結果報告」(平成 10 年 7 月 15 日)

医療法人芳松会田辺病院において、男女の患者が同一の病室に収容されている等の情報を受け、同病院に対し田辺保健所が平成 10 年 7 月 15 日に実施した調査の結果報告文書である。

(5) 「病院指導結果報告」(平成 10 年 8 月 20 日)

(4) の調査に引き続き、同病院に対し同保健所が実施した調査の結果報告文書である。

2 医療監視について

医療監視は、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 25 条第 1 項の規定により、厚生労働大臣、都道府県知事及び保健所を設置する市の市長等が医療機関に対して行う立入検査であり、病院が医療法その他の法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて検査することにより、病院を科学的で、かつ、適正な医療を行うにふさわしいものとするを目的としている。

京都府においては、医療監視が機関委任事務であった平成 11 年度までは、国の定める医療監視要綱に基づき、また自治事務となった平成 12 年度以降は、府独自に作成した医療監視実施マニュアルに基づき、原則として、毎年一回府内の全ての病院に対して検査を実施し、医療従事者、管理、帳票・記録、業務委託、防災体制、感染性廃棄物及び放射線管理等の項目について判定を行うとともに、その結果について、所定の様式により、厚生労働省あて報告している。

医療監視において、不適合があった事項については、当該病院に対し改善を指導し、改善計画書を提出させ、その結果を報告させるなど、医療監視本来の目的である病院の適正運営の確保に向けて所要の措置を講じているところであり、その意味で、医療監視は、それ自体が医療法に基づく権限行使であるとともに、医療法の規定を担保するために行政が行う処分内容を決定するための前段の情報収集という性格も持つものである。

3 条例第 5 条第 3 号に該当する部分とその理由について

(1) 条例第 5 条第 3 号に該当する部分

ア 1 (1) の公文書のうち、第 5 表「大項目別監視施設数・適数・遵守率」中、病院数が 1 又は 2 である保健所に係る対象項目、適数及び遵守率

イ 1 (1) の公文書のうち、第 1 表「施設表」中、1 日平均入院患者数、1 日平均外来患者数、1 日平均調剤数、従事者数、設備

- 概要、救急医療、業務委託の有無及び建物の構造面積
- ウ 1(1)の公文書のうち、第1表「施設表」中、検査結果並びに第2表「監視表」中、判定結果、対象項目数及び適否数
- エ 1(2)の公文書のうち、医療監視実施病院数が1又は2である欄及び当該保健所の計欄に係る不適合事項病院数、不適合事項への対応並びに改善状況
- オ 1(3)の公文書のうち、平成9年度医療監視結果の概要の頁中、医師又は看護婦充足率が50%以下の病院名及び充足率
- カ 1(4)の公文書のうち、病院側から聴取した事項の概要
- キ 1(5)の公文書のうち、病院側の説明
- ク 1(5)の公文書のうち、調査結果及び保健所の指導内容

(2) 条例第5条第3号に該当する理由

まず、3(1)ア、3(1)ウ、3(1)エ及び3(1)オ(以下「法令適合情報」という。)についてであるが、医療監視では、立入検査及び報告徴収により、各病院における医療法その他の法令の規定への適合状況を適・不適という形で表すが、この結果が広く一般に流布された場合、患者の受診抑制、入院患者の転院等による患者数の減少といった結果を引き起こすことが予想され、ひいては当該病院の経営に悪影響を及ぼし、競争上の地位を脅かすおそれがあると認められる。

これらは、いずれも病院が特定できる形で医療監視結果が記載されており、これらを公開することは、当該病院の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第5条第3号に該当すると判断し公開しないこととした。

医療法では、法令への不適合に対し罰則規定(同法第73条、第74条等)を設けるとともに、都道府県知事に施設の使用制限命令(同法第24条)、管理者の変更命令(同法第28条)、開設許可の取消(同法第29条)等の処分権限を付与して、法令違反若しくは衛生上・保安上の問題、不適格な管理者に対し、知事の行政権限の行使を背景とした行政指導により問題解決を図ることが期待されていると考えられる。

仮に、病院に不適合事項があったとしても、こうした指導・処分が行われるまでは、病院は競争上の地位を脅かされることなく、通常どおり経営を続ける権利を有していると考えべきであり、当該病院の競争上の地位は、条例第5条第3号により保護されるべき正当な利益と考えるべきであると判断した。

次に、3(1)イについては、当該病院の診療科ごとの患者数、常勤・非常勤別の医療従事者数、保有設備の概要、特定の業務に係る業務の外部委託の有無等(以下「データ情報」という。)について記載しており、その内容を公開すれば、経営の内部管理に属する

情報を経営上競合関係にある他の医療機関等が入手することが可能となり、当該病院の正当な利益を害するおそれがあると認められるため、条例第5条第3号に該当すると判断し公開しないこととした。

第三に、3(1)カ及び3(1)キについては、当該病院の経営理念、患者管理の状況等に関する病院側の説明を記した情報であるが、経営の内部管理に属する情報であることから、これが広く一般に流布された場合、受診抑制による患者数の減少といった結果を引き起こすことが予想され、ひいては当該病院の経営に悪影響を及ぼし、競争上の地位を脅かすおそれがあると認められるため、条例第5条第3号に該当すると判断し公開しないこととした。

特に、院長が述べた経営理念、老人医療に対する考え方は、必ずしも病院の正式なコメントとして展開されたものでなく、後に問題が解消したことから明らかなように、病院側の見解にも変遷があるため、その過程での情報を公開すると病院側の真意が正確に伝わらず、病院の正当な利益を害するおそれがあると認められるため、公開しないことが妥当と判断した。

第四に、3(1)クについては、田辺保健所による立入調査の結果及びその結果に基づく指導内容に関する情報であるが、直ちに法令違反として処分を検討すべき内容はなかったものの、これが広く一般に流布された場合、受診抑制による患者数の減少といった結果を引き起こすことが予想され、ひいては当該病院の経営に悪影響を及ぼし、競争上の地位を脅かすおそれがあると認められるため、条例第5条第3号に該当すると判断し公開しないこととした。

4 条例第5条第6号に該当する部分とその理由について

(1) 条例第5条第6号に該当する部分

ア 3(1)(ア)から3(1)(オ)までに記した部分

イ 1(3)の公文書のうち、医師及び看護婦等の充足状況及び医療用ガスの保安管理に係る調査方法、同一系列の病院等に係る医療従事者の調査方法並びに同一系列の病院名等

ウ 1(3)の公文書のうち、医療従事者が不足している病院の指導基準及び検査判定基準

エ 1(3)の公文書のうち、医療監視の実施における各保健所の意見中、今後の立入検査について言及した部分

(2) 条例第5条第6号に該当する理由

まず、4(1)アについてであるが、医療監視結果の公開により、当該医療機関の正当な利益を害することとなり、医療機関の

一定の協力の下に医療機関を適正な医療の場とすることを目的とする医療監視事務に著しい支障が生じると認められるため、条例第5条第6号に該当すると判断し公開しないこととした。

医療監視の根拠となる医療法第25条第1項の規定によれば、都道府県知事が報告を命じることができるのは、病院等の開設者又は管理者とされているが、医療監視の実施に当たっては、病院の協力を得て、検査当日、各検査対象業務の実務担当職員を検査会場に集合させ、医療監視員が構造設備や帳簿書類を前に疑義を質し、また日常の業務執行の実態等について直接説明させることにより、より正確な実態把握に努めているところである。医療監視の結果が公開されることとなれば、前述のとおり、その結果内容によっては、患者の受診抑制、入院患者の転院等による患者数の減少といった結果を引き起こすことが予想される中で、受検対応は必要以上に慎重となり、病院側が検査対応者を管理者や事務長等の役職者に限定してくる等これまでの協力が得られなくなるおそれがある。その結果、検査対象病院の実態の把握が遅れ、必要な指導の機会を逸することにより、医療機関を適正な医療の場とするという医療監視の目的を達成することが困難になると認められる。

次に、4(1)イについては、医療監視の実施に当たり、個々の検査項目に関する具体的な検査手順(検査対象帳票の種類、突合資料、着眼点等)を、検査を実施する医療監視員に伝え、検査水準の維持・向上を図っているところであるが、これらの内容が公開され、検査対象病院の知り得るところとなれば、仮に対象病院において検査基準への不適合がある場合、これを糊塗すべく準備を整えることが可能となり、医療監視の目的を達し得なくなるおそれがあるため、条例第5条第6号に該当すると判断し公開しないこととした。

第三に、4(1)ウについては、立入検査の結果、不適合がある場合、どのような処分を行うかの判定基準を定めているが、この内容が公開され、検査対象病院の知り得るところとなれば、仮に対象病院において検査基準への不適合がある場合、処分の軽重によって基準への適合の努力を怠ることが考えられ、医療監視の持つ抑止的な効果が期待できなくなるおそれがあるため、条例第5条第6号に該当すると判断し公開しないこととした。

第四に、4(1)エについてであるが、今後の立入検査の実施に関する情報であって、特定の診療科を標榜する医療機関に対する医療監視の実施方針について言及しており、この内容が公開され、対象となる医療機関が知り得るところとなれば、仮に対象医療機関において法令への不適合がある場合、これを糊塗すべく準

備を整えることが可能となり、医療監視の目的を達し得なくなるおそれがあるため、条例第5条第6号に該当すると判断し公開しないこととした。

5 条例第5条第1号に該当する部分とその理由について

(1) 1(4)の公文書のうち、病院側対応者の氏名及び役職

(2) 1(5)の公文書のうち、病院側対応者の氏名及び役職

これらについては、個人の職業及び勤務先が特定されるもので、通常、他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるため、条例第5条第1号に該当すると判断し公開しないこととした。

第6 審査会の判断理由

1 基本的な考え方

公文書公開についての条例の基本的理念は、その前文においてうたわれているように、府民に公文書の公開を請求する権利を認めるとともに、積極的に情報を提供することにより、府民の府政に対する理解と信頼を深め、府政のより公正な運営を確保し、府民参加の開かれた府政の一層の推進を図り、併せて府民福祉の向上に寄与しようとするものである。

このような基本的理念を実現するためには、府が保有する情報は公開を原則とするべきであるが、その情報の中には、公開することにより個人のプライバシーや国又は地方公共団体の行う事務事業に重大な支障が生じるものもある。

このため、立法者は条例の制定に際し、制度の趣旨、公文書の公開・非公開に係る公益性、有用性等を総合衡量した結果、原則公開の条例においても、なお、例外的に非公開とせざるを得ない情報があると判断し、これを条例第5条において公開をしないことができる公文書として具体的に類型化し、規定したものである。

しかし、同条各号に定める情報に該当するか否かについては、当該情報のみを取り出し、抽象的にとらえて判断するのではなく、当該情報を取り巻く諸事情をも考慮に入れ、個々の事例に即し、具体的に判断されなければならない。

2 本件処分に係る具体的な判断及びその理由について

実施機関は、第5・3(1)アから第5・3(1)クまでは、条例第5条第3号に該当し、第5・4(1)アから第5・4(1)エは、条例第5条第6号、病院側対応者の氏名及び役職は条例第5条第1号に該当すると主張するので、順次、検討し、判断するものとする。

(1) 条例第 5 条第 3 号該当性について

条例第 5 条第 3 号は、法人その他の団体又は事業を営む個人（以下「法人等」という。）には、社会の構成員としての自由な事業活動が認められており、その事業活動上の利益も十分尊重、保護されなければならないことから、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報が記録されている公文書については、公開できないものとする趣旨である。

実施機関は、法令適否情報については、適・不適という択一的な標記であるため、法令基準とのかい離の程度や具体的な事情が表現されておらず、たまたま手続を遺漏したような軽微なものと患者の安全に関わるような重大なものが同列に扱われるとなれば、病院の真の運営状況が伝わらず、その正当な利益を害するおそれがあると主張する。

また、データ情報については、経営上競合関係にある他の医療機関等が入手することが可能となれば、当該病院の正当な利益を害するおそれがあると主張する。

さらに、第 5・3(1)カから第 5・3(1)クまでに記載されている病院の経営理念、患者管理の状況等に関する病院側の説明及び田辺保健所の指導内容に関する情報については、後に問題が解消したことからも明らかなように、病院側の見解にも変遷があるため、その過程での情報を公開すると病院側の真意が正確に伝わらず、病院の正当な利益を害すると主張する。

確かに、条例第 5 条第 3 号に規定する法人等の「正当な利益」には、法人等の社会的信用といった内容も含まれる。

しかし、法令適否情報については、仮にそれを公開することにより、法人等が否定的に評価されたとしても、それを秘匿することで法人等の社会的信用を維持することまで、同号で保護しようとするものではない。

さらに、医療という人の生命、身体又は健康に関わる事業の性質からかんがみると、医療機関が有している設備に関する情報、データ情報及び病院の経営理念等の情報は、秘匿するよりも、むしろ、患者が医療機関を選択する際の有用な情報として公開していくことが、人の生命、身体又は健康に危害を及ぼすおそれのある事業活動に係る情報は公開の要請が強いとする同号かっこ書きの趣旨にも合致するというべきである。そして、本件については、実際に記載されている情報については公開しても、医療機関の正当な利益を害するという特段の事情は認められない。

したがって、実施機関の主張には理由がない。

(2) 条例第 5 条第 6 号該当性について

条例第 5 条第 6 号後段は、府若しくは国等が行う取締り、監督、立入検査、試験、入札、交渉、渉外、争訟、許認可その他の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該若しくは同種の事務事業の目的が達成できなくなり、若しくはこれらの事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障が生じるおそれのある情報が記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。

実施機関は、医療監視事務は医療機関の一定の協力がなければ円滑な運営が困難なものであるところ、医療監視結果を公開すると当該医療機関の正当な利益を害することとなり、当該医療機関の協力を得ることが困難になるなど医療監視事務に著しい支障を生じると主張する。

しかし、先に検討したように、医療監視結果を公開することは、そもそも医療機関の正当な利益を害するものではなく、むしろ基準に適合させようという積極的な効果が期待されると考えられる。

また、医療監視事務は、任意の調査ではなく、法に基づくものであることから、これらの情報を公開したからといって医療機関が協力を拒むといった事態を生じるとは考えられない。

また、実施機関は、検査手法に関する情報、検査判定基準等を公開すれば、検査基準の不適合がある場合、これを糊塗すべく準備を整えることが可能となり、医療監視の目的を達し得なくなると主張するが、国の定めた医療監視要綱に記載されている検査基準は既に公開されていることにかんがみると、実施機関が主張する「事業の目的が達成できなくな」るおそれも具体性がない。

したがって、実施機関の主張には理由がない。

(3) 条例第 5 条第 1 号該当性について

条例第 5 条第 1 号は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の観点から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、個人が特定され得るような情報のうち、通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められるものが記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。

実施機関は、病院側対応者の氏名及び役職は、個人の職業及び勤務先が特定されるものであり、通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められると主張する。

しかし、同号が保護しようとしている情報は、個人の職業に関する

る情報のうち、それを公開すれば、私生活に不当な影響が予想される場合や個人の経歴評価について虚像を生みだすなどの場合を想定している。

したがって、公的な調査を受けて、それに対応した者が誰であるかという情報は、病院の責任者あるいはそれに準じる者として、その職責をもって対応しているのであり、上記のようなおそれも認められないことから、公開することにより、通常他人に知られたくないと望むことが正当であるものとは認められない。

3 結 論

以上の理由から、「第 1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

別紙

公開をしない部分の概要	該当条号	非公開理由
<p>平成9年度医療監視結果の報告について</p> <p>第5表 大項目別監視施設数・適数・遵守率のうち木津、周山及び宮津の各保健所に係る対象項目、適数、遵守率</p> <p>第1表 施設表のうち1日平均患者数、同入院患者数、同調剤数、従事者数、設備概要、救急医療、業務委託、建物の構造面積及び検査結果</p> <p>第2表 監視表のうち判定結果、対象項目数、適否数</p>	<p>京都府情報公開条例第5条第3号及び第6号</p> <p>同上</p> <p>同上</p>	<p>・公開することにより、当該保健所管内の監視対象施設について、不適事項の有無が明らかとなり、当該医療施設の競争上の地位、その他正当な利益を害すると認められるため</p> <p>・医療監視結果の公開により、当該医療機関の正当な利益を害することとなり、医療機関の協力のもとに医療施設を適正な医療の場とすることを目的とする医療監視事務に著しい支障が生じると認められるため</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
<p>医療監視関係調査の提出について（回答）</p> <p>平成9年度医療監視結果表（保健所別）のうち、医療監視実施病院数が1又は2である部分及び当該保健所の計に係る不適合事項病院数、不適合事項への対応及び改善状況</p>	<p>京都府情報公開条例第5条第3号及び第6号</p>	<p>・公開することにより、当該保健所管内の監視対象施設について、不適事項の有無が明らかとなり、当該医療施設の競争上の地位、その他正当な利益を害すると認められるため</p> <p>・医療監視結果の公開により、当該医療機関の正当な利益を害することとなり、医療機関の協力のもとに医療施設を適正な医療の場とすることを目的とする医療監視事務に著しい支障が生じると認められるため</p>
<p>平成10年度医療監視担当課長等会議（報告）</p> <p>平成9年度医療監視結果の概要のうち医師又は看護婦充足率50%以下の病院名等</p>	<p>京都府情報公開条例第5条第3号及び第6号（ただし国開設の病院</p>	<p>・公開することにより、当該保健所管内の監視対象施設について、不適事項の有無が明らかとなり、当該医療施設の競争上の地位、その他正当な利益を害すると認められるため（国開設の病院は、この限りではな</p>

<p>医師、看護婦等の充足状況及び医療用ガスの保安管理に係る調査方法</p> <p>同一系列の病院等に係る医療従事者の調査方法及び同一系列の病院名等</p> <p>医療従事者が不足している病院の指導基準及び検査判定基準</p> <p>医療監視の実施における意見等のうち今後の立入検査に関する部分</p>	<p>については第6号のみ)</p> <p>京都府情報公開条例第5条第6号</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>	<p>い)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療監視結果の公開により、当該医療機関の正当な利益を害することとなり、医療機関の協力のもとに医療施設を適正な医療の場とすることを目的とする医療監視事務に著しい支障が生じると認められるため ・具体的な調査方法に係る情報であり、公開することにより、医療監視の公正かつ適切な実施に著しい支障を来すと認められるため ・具体的な調査方法及び対象に係る情報であり、公開することにより、医療監視の公正かつ適切な実施に著しい支障を来すと認められるため ・不適合に対する具体的な指導基準及び処分に係る情報であり、公開することにより、病院が処分の軽重によって基準適合の努力を怠る場合が予想され、医療監視の目的が十分に達成されないおそれがあると認められるため ・立入検査の実施対象に関する情報であり、公開することにより、医療機関の運営実態の正確な把握を目的とする立入検査事務に著しい支障が生じると認められるため
<p>病院指導結果報告（平成10年7月15日）</p> <p>病院側対応者の氏名及び役職</p> <p>概要</p>	<p>京都府情報公開条例第5条第1号</p> <p>京都府情報公開条例第5条第3号</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個人が特定され得る個人情報であって、通常、他人に知られたいと望むことが正当であると認められるため ・病院の経営方針等内部管理に属する情報又は社会的信用に関する情報であり、公開されると、当該医療機関の競争上の地位、その他正当な利益を害すると認められるため
<p>病院指導結果報告（平成10年8月20日）</p> <p>病院側対応者の氏名及び役職</p> <p>病院からの調査結果、状況説明及び指導結果</p>	<p>京都府情報公開条例第5条第1号</p> <p>京都府情報公開条例第5条第3号</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個人が特定され得る個人情報であって、通常、他人に知られたいと望むことが正当であると認められるため ・病院の経営方針等内部管理に属する情報又は社会的信用に関する情報であり、公開されると、当該医療機関の競争上の地位、その他正当な利益を害すると認められるため